

(趣旨)

第1条 この規程は、亀山市水道水源保護条例(平成17年亀山市条例第139号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条第1項の規定による協議は、対象事業協議書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 対象事業計画書
- (2) 対象事業を実施する区域を示す図面及びその付近見取図
- (3) 対象事業を行う工場その他の事業場の計画平面図
- (4) 対象事業を行おうとする者(以下「対象事業者」という。)が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書
- (5) その他水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が必要と認める書類
(平17水管規程10・平20水管規程1・一部改正)

(事前措置)

第3条 事業者は、条例第6条第1項の規定により説明会の開催その他の措置を執ろうとするときは、あらかじめ、対象事業措置実施計画書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、条例第6条第1項の規定により説明会の開催その他の措置を執ったときは、その結果について速やかに対象事業措置実施結果報告書(様式第3号)により、管理者に報告しなければならない。

(協議勧告等)

第4条 条例第6条第2項の規定による勧告は、対象事業協議(措置)勧告書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第6条第4項の規定による指導又は勧告は、対象事業措置指導(勧告)書(様式第5号)により行うものとする。

(認定通知)

第5条 条例第6条第3項の規定による通知は、規制対象事業場認定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(事業の実施の停止命令)

第6条 条例第7条の規定による命令は、対象事業実施停止命令書(様式第7号)により行うものとする。

(規制対象事業場の設置の中止命令等)

第7条 条例第9条の規定による命令は、規制対象事業場設置中止等命令書(様式第8号)により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)とする。

(改善勧告)

第9条 条例第11条の規定による勧告は、改善勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(施設使用又は排水の停止命令)

第10条 条例第12条の規定による命令は、施設使用(排水)停止命令書(様式第11号)により行うものとする。

(措置要請)

第11条 条例第13条の規定による要請は、対象事業措置要請書(様式第12号)により行うものとする。

(水道水源保護審議会)

第12条 亀山市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 審議会の庶務は、上水道課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(平18水管規程2・平19水管規程2・平30建管規程2・一部改正)

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の亀山市水道水源保護条例施行規則(平成9年亀山市水道課管理規程第3号)又は関町水道水源保護条例施行規則(平成9年関町規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月1日水管規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日水管規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日水管規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月16日水管規程第1号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日建管規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日上下水管規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

(令2上下水管規程7・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

管理者 様

〒
住 所(所在地)
事業者 氏 名(名称及び代表者の氏名)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

電 話

対 象 事 業 協 議 書

対象事業を行いたいので、亀山市水道水源保護条例第6条第1項の規定により、関係図書を添付して次のとおり協議します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 実 施 場 所	
対 象 事 業 の 実 施 面 積	平方メートル
対 象 事 業 の 内 容 〔数量、能力、構造、 災害防止、公害防止 その他必要な事項〕	
対象事業の実施予定年月日	年 月 日

様式第2号(第3条関係)

(令2上下水管規程7・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

管理者 様

〒
住 所(所在地)
事業者 氏 名(名称及び代表者の氏名)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

電 話

対象事業措置実施計画書

亀山市水道水源保護条例第6条第1項の規定により対象事業の計画及び内容を周知するため、次のとおり措置を執るので、亀山市水道水源保護条例施行規程第3条第1項の規定により提出します。

措置の実施日時	年 月 日(曜)午 前後 時 分から 年 月 日(曜)午 前後 時 分まで
措 置 の 方 法 〔具体的に記入してください。〕	
措置の実施場所	
措 置 の 実 施 責任者の氏名	
備 考	

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

管理者 様

〒
住 所(所在地)
事業者 氏 名(名称及び代表者の氏名)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

電 話

対 象 事 業 措 置 実 施 結 果 報 告 書

亀山市水道水源保護条例第6条第1項の規定により対象事業の計画及び内容を周知するため、次のとおり措置を執ったので、亀山市水道水源保護条例施行規程第3条第2項の規定により、その結果について報告します。

措置の実施日時	年 月 日(曜)午 前後 時 分から 年 月 日(曜)午 前後 時 分まで
措 置 の 方 法 〔具体的に記入 してください。〕	
措置の実施場所	
措 置 の 実 施 責任者の氏名	

措置の実施の状況及び結果(詳しく記入してください。)	
備	考

様式第4号(第4条関係)

亀 第 号
年 月 日

様

管理者



対象事業協議(措置)勧告書

亀山市水道水源保護条例第6条第1項の規定による協議をするよう同条第2項の規定により、次のとおり勧告する。

対象事業の名称	
対 象 事 業 の 実 施 場 所	
事業者の住所 (所在地)及び 氏名(名称及び 代表者の氏名)	
協議 措置 の実施期限	年 月 日
備 考	

様式第5号(第4条関係)

亀 第 号
年 月 日

様

管理者



対象事業措置指導(勧告)書

亀山市水道水源保護条例第6条第4項に規定する措置を執るよう次のとおり指導(勧告)する。

対象事業の名称	
対 象 事 業 の 実 施 場 所	
事業者の住所 (所在地)及び 氏名(名称及び 代表者の氏名)	
指 導 の 内 容 勧 告	

様式第6号(第5条関係)

亀山市指令 第 号
年 月 日

氏 名

管理者



規 制 対 象 事 業 場 認 定 通 知 書

年 月 日付けで協議のあった対象事業については、亀山市水道水源保護条例第6条第3項の規定により、当該対象事業を行おうとする事業場を規制対象事業場と認定したので、次のとおり通知する。

規制対象事業場の所在地	
認定した面積	平方メートル
認定した理由	
備 考	

この認定に不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、この認定の取消しの訴えは、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は管理者となります。)、提起することができます。なお、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、認定の日の翌日から起算して1年を経過すると認定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

亀山市指令 第 号
年 月 日

氏 名

管理者



対 象 事 業 実 施 停 止 命 令 書

亀山市水道水源保護条例第7条の規定により、次のとおり対象事業の実施の停止を命ずる。

停 止 を 命 ず る 対 象 事 業 の 名 称	
停止を命ずる対象 事業の実施場所	
停 止 を 命 ず る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停 止 を 命 ず る 理 由	
備 考	

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は管理者となります。)、提起することができます。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、命令の日の翌日から起算して1年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第7条関係)

亀山市指令 第 号
年 月 日

氏 名

管理者



規制対象事業場設置中止等命令書

亀山市水道水源保護条例第9条の規定により、次のとおり規制対象事業場の設置の 中
止・原状回復・措置 を命ずる。

中止等を命ずる規制 対象事業場の名称	
中止等を命ずる規制 対象事業場の所在地	
中止等を命ずる 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
中止等を命ずる 理 由	
備 考	

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60
日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算し
て6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は管理者となりま
す。)、提起することができます。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起
算して6月以内であっても、命令の日の翌日から起算して1年を経過すると命令の取消しの
訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議
申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消
しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第8条関係)

第 号
身 分 証 明 書

職
氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、亀山市水道水源保護条例第10条第2項に規定する立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

管理者



様式第10号(第9条関係)

様式第10号(第9条関係)

亀 第 号
年 月 日

様

管理者

印

改 善 勸 告 書

亀山市水道水源保護条例第11条の規定により、次のとおり施設の構造若しくは使用方法又は汚水の処理方法を改善するよう勧告する。

改 善 を 勧 告 す る 対 象 事 業 場 の 名 称	
改 善 を 勧 告 す る 対 象 事 業 場 の 所 在 地	
改 善 の 期 限	年 月 日まで
改 善 を 勧 告 す る 事 項	
備 考	

様式第11号(第10条関係)

亀山市指令 第 号
年 月 日

氏 名

管理者



施設使用(排水)停止命令書

亀山市水道水源保護条例第12条の規定により、次のとおり
施設の使用の停止を命ずる。
汚水等の公共用水域等への排水

停止を命ずる対象 事業の名称	
停止を命ずる対象 事業の実施場所	
停止を命ずる期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止を命ずる理由	
備 考	

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は管理者となります。)、提起することができます。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、命令の日の翌日から起算して1年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第11条関係)

亀 第 号
年 月 日

様

管理者

印

対 象 事 業 措 置 要 請 書

貴 の区域内において、対象事業を行おうとする者があるので、市の水道に係る水源の保護のため、次のとおり措置を執られることを要請します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 実 施 場 所	
対 象 事 業 の 実 施 面 積	平方メートル
措 置 要 請 の 内 容	
備 考	